

第 51 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 26 年 6 月 9 日（月） 14:59～17:23

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子

（専 門 委 員） 池本 美香、井上 正、宮里 暁美

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者） 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：柳澤室長ほか

（審議協力者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課：稼農社会統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第 51 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

まず、津谷委員は学校基本調査の審議は今回が初めてとなりますから、一言御挨拶をお願いいたします。

○津谷委員 慶応義塾大学の津谷でございます。

前回は講義の都合で欠席をいたしまして、御迷惑をおかけいたしました。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしくをお願いいたします。

では、次に、事務局側に人事異動がありました。内閣府統計委員会担当室の伊藤室長から一言御挨拶をお願いいたします。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 統計委員会担当室長となりました伊藤と申します。

これから皆様に御指導いただくとお思いますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしくをお願いいたします。

それでは、今回も前回に引き続き、学校基本調査の変更について審議いたします。

御都合の関係から、途中退席されるとの連絡をいただいている方もおりますが、お時間の許す限り御参加いただければ幸いに存じます。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料について、事務局に説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配付資料は、資料 1、

中は資料1-1から1-7まであります。

もう一つ、資料2の2つです。

参考として、前回の部会の結果概要を添付しております。

資料につきましては、前回部会の審議におきまして、部会長や委員、専門委員の皆様から出された御意見等に対する文部科学省の回答について、資料1-1から1-7としてお配りしております。前回の本部会において、文部科学省から審査メモに対する回答で未提出だった部分については、資料2として、今回配付しております。

今回は、まず、前回の宿題について、今回、お配りした資料1及び資料2を用いまして、御審議をお願いいたします。

その後、残っている論点につきまして、審議いたしますが、資料といたしましては、前回の部会で配付いたしました資料3-1の審査メモ及び資料3-2の審査メモで示された論点に対する回答を用いて行う予定です。

前回の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長

それでは、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の部会では、まず、前回部会で出された御意見等に対する文部科学省の回答について審議を行い、続いて、前回に引き続き、審査メモの残りの部分について審議を行います。

それでは、前回の部会において、皆様から御意見等として出された事項に対する回答について、審議を行いたいと思います。

まず、本日お配りしている資料1-1の1ページ目の「I 計画の変更」の「2 調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設）」の（3）「5 認可定員」及び「6 利用定員」を御覧いただければと存じます。

これについては、認可定員と利用定員の定義、調査目的の明確化及び利用定員と実際の利用者では違いがあるのかとのことでしたので、調査方法について整理をお願いしたものです。

すなわち、前回部会の御意見で、利用園児のキャパシティと実際の乖離の問題などに、文部科学省がどのような考え方により、調査事項を設定したり、変更したりしているのかについて確認し、その考え方との関係から見て、今回の調査事項の設定や変更が適切かどうか審議していただければと考えた次第です。

それでは、文部科学省から説明をお願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 よろしく申し上げます。

今の資料1-1の1ページですが、前回、御指摘をいただきまして、確かに認可定員につきましても、利用定員の区分に合わせて調査をすることも有用であると考えております。

しかしながら、この平成27年度調査の変更に係る予算額といいますか、我々の持っている予算の範囲というものがございまして、それで行きますと、少しここまでの対応というの

は、今回は厳しいと考えておりました、ただ、御指摘の課題は非常によく理解いたしましたので、今後の調査におきまして、対応できるように検討をしていきたいと考えております。

そのほか、認可定員、利用定員等の考え方は、今、とりあえず下を書いてありますので、省略をさせていただきます、

よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

確か前回の質問では、若干混乱が見られたのが、認可定員、利用定員とどちらも「定員」なのですけれども、実際の利用者数ではないかという混乱も少しあったと思うので、少し簡単に認可定員と利用定員の違いについて、簡潔にお答えいただけますでしょうか。確認のためお願いいたします。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 よろしく願いいたします。

今、お手元の資料の「(参考)」で書いてあるとおりではありますけれども、一般的にこの学校等の認可定員という場合は、こちらに書いてありますとおりにその設置を認可するところが認めた収容定員ですので、これが一応上限になってまいります。幼稚園の場合は、この認可定員があって、それに対して実際の園児の数が実員で出てくるわけですが、この新しい幼保連携型認定こども園につきましては、認可定員の範囲内で利用定員を設定することになります。この利用定員というのは、ここに書いてありますけれども、設置認可をする都道府県等ではなく、実際に公費の支援を行う市町村が、実際にその支援を行う対象の施設であることを確認する手続きにおいて設定する定員です。

利用定員は、これだけの支援をできる、それだけの基準を満たしたところであるという確認手続において、認定こどもの区分ごとに定める定員になります。

ですので、認可定員の範囲内で設定することになりますが、認可定員とは異なる定員が設定される場合もあります。より実態に近い、弾力的な定員設定ができるということです。

それに対して、今回のこの基本調査においては、毎年、5月1日現在、実際に在籍する園児数が実員と言われるものですので、こちらに書いている定義となっております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これにつきまして、何か御意見、御質問のある方はお願いいたします。

これは確認ですけれども、記入する方は全く問題なく、この定義については、マニュアルの方に明記されているので、間違いなく問われていることはわかると思ってよろしいですか。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 かなり基本的な、この新制度における基本的事項ですので、問題ないかと思えます。

○白波瀬部会長 わかりました。では、記入者側としては、それほど大きな混乱はどうか、基本的な事項なので混乱はないであろうということでもあります。

よろしいですか。

黒澤委員。

○黒澤委員 そうしますと、利用定員は、この幼保一体型の場合は、1～3号認定子ども区分ごとに提示されて決まっているということなのですが、認可定員は、それが区分ごとではないのですか。それとも、これも区分ごとに決められているのですか。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 実際の取り扱いについては、区分ごとに認可するという実態の方が多いかと思いますけれども、必ずしもこの1～3号全て区分して認可という場合ではないケースも認可権者によってあり得ると思われれます。

○黒澤委員 わかりました。

○白波瀬部会長 では、津谷委員、どうぞ。

○津谷委員

ただ、今回初めて幼保連携型認定子ども園という新しい種類の施設に関する調査票が、加わったということで、認可定員について利用定員と同じように区分をしていないところもあるのではないかと思います。また、先ほどお話しがあった都道府県ですが、これについてプレテストのようなことをやられているのでしょうか。ひとまとめに認可定員をお聞きになっているので、認可定員についてはわかっているだろうと思うのですが、これを区分別にばらしたときに、つまり利用定員の区分にあわせて認可定員を尋ねた場合に、答えられない幼保連携型認定子ども園がどれぐらい出てくると予想されるのか、情報はお持ちではないのでしょうか。

なぜこのような質問をするのかというと、時系列データの連続性を考えるとき、より詳細な区分を足し上げることにはできるのですが、逆に大まかな区分の細分化はできないということがあります。今回は、調査票1枚で行うことでほぼ決まっていますので、また新たに調査票を設計し直すことは難しいということはおわかりますが、今後のことがありますので、これは区分することがどれぐらい可能なのか、むしろ不可能な場合があるのかどうかは質問の1点目です。

2点目は、これは定員というのですか、実員はここからとるとのことですね。右側の。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 そうですね。

○津谷委員 わかりました。

では、私の最初の質問に対するお答えがありましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 来年度からスタートする予定ということもありまして、どのぐらいの数が設置されるかというのは、正直なところ、現行の幼保連携型がそのまま移行するとすれば、700ぐらいというような数はありますが、全てが移行するとも限りませんし、新設はそんなに初年度から多くはないのではないかと思います。それも、やはりふたを開けてみないとわからないということで、正直なところ、この具体的な数を想定して持っているわけではありません。

ただ、今後、認可定員についても、利用定員同様の区分別にとっていくことについては、

初年度以降、どの程度の認可定員の設定状況になるかにもよりますが運用上は利用定員を含めて区分が分かれておれば、基本的には問題はないと認識しております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○津谷委員 ということは、この認可定員をこの区分別にした場合にも恐らく、問題なくその情報はとれるであろうというお答えでしょうか。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 恐らく、とれるとは思いますが。

そういう意味では、とれるならとってもいいのですが、先ほどの説明のとおりですが、データ数がふえますと、少し当初の予算を超えてしまうといった現実的な制約等もありまして、そこは少し時間を置かせていただきたい。

やる方向で検討をしていくということですので、やればやりたいと思っております。

○津谷委員

御承知のように、特に、3歳未満児を持つ母親の就業率は特に都市部で非常に増えております。そういう意味で、我が国の政策的な方向性を考えると、この情報は大変重要だと思います。

その際、当然、保育サービス/幼稚園教育にはサプライとディマンドがあるわけで、実際に何名が在籍しているという情報も大事ですが、認可定員という枠があり、先ほど伺っていますように、認可定員以上に利用定員は設定できないわけですので、その意味でこれは保育サービス/幼稚園教育のサプライサイドの枠であると考えられます。これについては、今後できればやりたいということですが、是非お願いをしたいと思います。

幼保連携型認定こども園についてだけでなく、保育所についても詳細な情報を取るとは行政情報としても非常に重要であろうと考えます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これからのことを考えますと、最初から本当は比較可能なように動かないようにするのが理想的なのですが、本件そのものが若干法的にまだ不確定要素がありますので、一応、第1回目ということで。

○津谷委員 今後はお願いします。

○白波瀬部会長 はい。今後、検討していただくことで、進めさせていただきたいと思えます。

この時点では、これで了解したということでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、次に、資料1-1「(4)『7 教員数』」を御覧ください。

こちらは、教員数について、職種、常勤・非常勤及び本務・兼務などの違いにより、どの項目にカウントされるかわかりにくかったため、整理をお願いしたものです。

また、この表を踏まえまして、今後、重要性が増すと思われる短時間勤務者を把握する

項目の追加の可能性について、整理・検討をお願いいたしました。

それでは、文部科学省から説明をお願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 御指摘いただきまして、確かにおっしゃるとおりだということもありまして、今、少し改定をしたものがここに書いてあるとおりであります。調査票案の中で「職員」欄に、今、保育士を設定しておりましたけれども、それを「教員・保育職員数」の欄と、つまり上段の方の本務者の並びに修正をして、短時間勤務の保育士も調査ができるように兼務者の方の欄にも「保育士」を作成して、要するに、職員ではなくて「教員・保育職員数」のくくりの方に入れたというふうに改正いたしました。

また、その他いろいろ御指摘をいただきました本調査における職種、常勤・非常勤、本務・兼務といった別で、どのような人がどこに該当するのかを整理するということだったので、その資料が資料1－3で整理をさせていただいております。

なお、補足ですが、ここにありますように学校基本調査では、従来、本務・兼務という区分で調査をしておりまして、常勤・非常勤という区分とすると、必ずしも定義が全く違うことはないのですが、イコールではないがゆえに、時系列比較等ができなくなるほか、ほかの学校種でも本務・兼務という言い方をしておりますので、それとの共通性を図るといったことから、この調査におきましては、常勤・非常勤という区分に変更することではなくて、この言葉につきましては、従来どおりにさせていただきたいと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、この件につきまして、御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

宮里専門委員。

○宮里専門委員 前回、この件について発言をさせていただきました。

長く保育現場にいた者として、このような保育と教育という言葉の分けも、実はなかなか理解しにくかったり、私自身は幼稚園でしたが、そういったあたりで保育士が職員という方ではなく、教育・保育職員の方に入れていただけたというのは、大変ありがたいことだと思いました。

以上、感想です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 この「調査票修正案」の図1ですが、そのラベルでは「教員・保育職員数欄」と書いてあるのですが、これは教育・保育職員ですか、教員ではなくて。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 はい。

○津谷委員 済みません。細かいことで。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 「教育」で大丈夫です。

○津谷委員 「教育」ですね。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 はい。

○白波瀬部会長 よろしいですか。何か御意見ありますでしょうか。

長きにわたって、それぞれ別々の部署で別々の対応とカテゴリーがなされまして、これが一緒になること自体、大変大きな第一歩なのですけれども、どちらに軸足を置いてカテゴリーをそろえるかというのは、これからの方が長い分類分けにおいて大きな課題にはなってくると思うのですけれども、一応、ここで第1回目については、こういう形でカテゴリーを分けて調査としては進めたいという御意見のようではございますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、この件につきまして、これで御了解いただいたとさせていただきますと思います。

では、次に資料1-1「(6)『9 休職等教員数』及び『10 産休代替等教職員数』」を御覧ください。

こちらは、結核感染者のデータの明示と休職理由の男女別の把握についての検討をお願いしたものであります。

前回「結核」というカテゴリーが残っているが、その絶対数自体もかなり少ないのではないかと御意見に対応する回答と理解しております。

では、文部科学省から説明をお願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 済みません。少し確認ですが、御指摘の方では、8番が職員数という方、事実上似たような回答ではありますが、今は省略されたということですか。

○白波瀬部会長 私が抜かしました。ごめんなさい。

私が抜かしてしまいました。

「(5)『8 職員数』」について、御回答を。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 少し似たような内容になりますが。

○白波瀬部会長 了解ではまだない。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 はい。教員数のほうでお示しいたしましたとおり、職員につきましても、一覧の整理というのか、少し整理していただきたいという御指摘をいただきましたので、それをまとめたのが資料1-4です。

つくりとしては、先ほどの資料と似ておりますが、一応このように整理をさせていただきました。

○白波瀬部会長 ごめんなさい。何か同じだと思ってスルーしたのですけれども、事項としては別々です。

先ほど、この「本務・兼務」のところで、カテゴリーを分けることに御了解はいただいたのですが、それと同じような枠組みで、職員数についても同様の対応、類似の対応ということで、御了解いただけますか。それとも何か御意見等ありましたら、御遠慮なくお願いいたします。

これも前回と同様、この時点では一応了承ということで進めてよろしいでしょうか。

これについても、今後の課題になるかという点、若干議論は必要かと思いますが、やはり、今後の処遇のあり方等につきまして、従来の文部科学省型のカテゴリーでよいのかどうかというのは、恐らく引き続き検討をお願いしなくてはならないかもしれないのですけれども、この時点におきましては、本務・兼務という形で職員数も把握するという点で進めさせていただけますか。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官、どうぞ。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 1点確認なのですが、職員数については本務者のみ、いわゆる兼務者を調べないということですので、基本的に非常勤職員は把握しないというお考えだという理解でよろしいのでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 そのとおりです。

○白波瀬部会長 これにつきましては、これまでからの踏襲という形で本務しか聞いていなかったもので、それを踏襲するという理由ですね。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 そのとおりです。

○白波瀬部会長 今後につきましては、恐らく、保育の現場では、特に兼務というか、非常勤の方が多ございますので、現時点では本務ということで、これまでのカテゴリーを踏襲したことにはなるかもしれないのですけれども、これをまた新しく兼務という形でつくっていただくことについては、かなり難しいという御判断ですね。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 済みません、少し補足説明させていただきます。

資料の2ページのところの表なのですが、図1の7番「教育・保育職員数」、左の方が本務、右の方が兼務となっています。合わせて兼務の方に「保育士」を入れましたので、ここでいわゆるカテゴリー、3ページの図3にありますけれども、兼務の中には、いわゆる広い意味での非常勤の方も入れていますので、そちらの方は保育所関連で、主要な人は補足できると思っています。

ただ、それ以外のもろもろの事務職員とか、8番の「その他職員数」というところにありますけれども、そこに相当するような職員については、本務者のみという形でいきたいということです。

○白波瀬部会長 そこで実態として欠けるのがものすごく気にはなるところではありますけれども、ですから、現在の保育の枠組みのところ、非常勤のところ、特に事務職で調理とか、用務員、看護師を含めて、そこがもう完全に落ちてしまうということですよ。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 私ども、ほかの学校種も同様な形でやっておりますので、今回、御指摘いただいた保育士については、今回、修正させていただきましたけれども、そのほかについては、少し現時点では難しいのかなという気がしております。

○白波瀬部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 済みません。再度の確認になりますが、そうすると、今回「その他の職員」というところを「(本務者のみ)」とするということで、保育士は本務と兼務を両方入れているけれども、それ以外については本務者のみとされた最大の理由は、他の調査票も同じように、本務者しか調査をしていないからということでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 ほかの学校種も同じような枠組みですけれども、やはり、教育を提供する方については、特に本務と兼務両方押さえましょうという形です。

それから、それ以外の事務職員、これは実際、それぞれのところで、多様な形態があることもあるのかもしれませんが、いずれにせよ、従前からいわゆる事務職員等のところは、本務者しか補足してきていないのがこれまでの経緯です。

○白波瀬部会長 これは若干追加的になるのですが、教育の現場では、恐らく非常勤の方も少なくないのではないかと思いますのですが、その実態は、把握するすべは現時点ではないのですかね。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 よろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 はい。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 省内では、事務方の非常勤を調べた調査はあります。

そちらの調査では、今のところ公立の小中学校を対象にやっておりますので、そちらの方に加えていくことができないかどうかということについて、検討してみたいと思っております。

○白波瀬部会長 恐らく、本委員会の方でも、もしかするとそういうものが出てくると思いますので、現在お持ちのデータで、兼務の事務職員のできましたら最近の5年ぐらいの時系列のデータをお示しいただけますでしょうか。現時点では、それで代替する。ただ、私立についてはわからないということになってくるかと思うのですが、これまでは、そういう形で行っていたのでということが最大の理由なのですが、今までよかったからこれからもというのは、なかなかもしかしたら納得いかないという議論にはなり得ますので、簡単で結構ですから、数値のみ御準備していただけますと大変ありがたいと思います。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 はい。

○白波瀬部会長 津谷委員。

○津谷委員 事務職員もそうだと思いますが、看護職員や看護師さんについても、今子供の心の健康の問題も社会的に注目されていることから、情報を取ることは必要かと思いません。その他、警備員や用務員についても、学校の安全を守るための警備という点から重要ではないかと思えます。昨今、学校のセキュリティーを守ることが大変難しくなってきているようで、いろいろな事件が起こっております。

ですから、「その他」として、これら学校職員について本務者についての情報を取るだけでいいのか疑問が残ります。この学校基本調査が始まってから長い年数がたっている一方で、今回が初めての諮問と理解しておりますが、社会の現状を考えたときに、フルタイムつまり本務者だけではなく、パートタイムつまり兼務者を雇わなくてはならないことは多いと思えますし、お子さんの心と体の健康と安全を考えたときに、これらの業務に携わる様々な職員を「その他」として一括りにしない方が良いのではないのでしょうか。公立については情報があるということでしたので、それをお示しいただくことも結構ですが、幼保連携型認定こども園のみならず保育所や幼稚園についても、必ずしもこの調査でなくとも、今後このような情報をきめ細かくとっていただくようお願いいたします。兼務だろうが、本務だろうが、お子さんとその親御さんから見ればあまり重要なことではなく、お子さんが学校にいる時間、必要とされるサービスが提供されていることが大事だと思いますので、何でもいからとにかく細かく調べろということではなく、今後重要性が増してくると思われる事柄については、前向きにお考えいただくようお願いしたいと思います。

○白波瀬部会長 大きな課題が出ましたけれども、今回については、保育士でこのような配慮を行ったということでもあります。

現時点で、これまでの文部科学省側のカテゴリーに沿った形での質問項目が十分であるかどうかというのは、若干皆さん十分納得してゴーというわけにはなかなかいかないような印象も受けておりますので、今回についてはこれで進めさせていただくということで、引き続き御検討していただきたいというような位置づけでよろしいでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、そういう形でよろしく願いいたします。

では、次に、抜かしてしまいました9と10のところの「休職等教員数」と「産休代替等教職員数」について、御説明お願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 資料1-1の4ページと資料1-5を御覧いただきたいと思えます。

まず最初に、結核感染者の過去のデータということでありましたので、十数年分まとめたものを一覧にいたしました。これを見ますと、一番下の欄の25年度は、中高でそれぞれ1人でありますので、非常に少数になっているのが実態です。

それから、その下の過去からのもので、どんな学校種かをグラフにしておりますが、多

い年で小中高で6人ぐらいいたという年がありますが、最近では若干減って1人とかそのぐらいになっているのが実態ベースではこのようなことになっています。

ただ、一方で、次の資料1-5の2枚目を御覧いただきたいのですが、全国的な状況を見ますと、これは全体で学校だけではなく、全体ですが、結核罹患率自体は減少傾向にありますけれども、いまだに年間2万1,000人以上の結核患者が新たに登録されているという状況です。

それから、全体的に減ってきていた流れが、線グラフでもありますように、平成9年ごろに逆転増加といったことで増えたりといったこともあり、緊急事態宣言が出たといったこともありましたので、まだ状況としては残っているということが言えると思います。

それから、その隣の3ページ目ですが、児童生徒に限って結核罹患率を見た場合ですけれども、上のグラフにありますように、非常に低い数字にはなっておりますが、高校生ぐらいだと、少し山が上がりといったことが最近でもあるというのが状況です。

この項目自体どうなのかというのが、我々も少し考えたのですが、一番下にありますように「学校における結核健診に関する検討会報告書」を平成23年に出しております、それによりますと、これは専門家の集まりでの報告書ですけれども、世界的に見て、日本は結核の中まん延国であるということで、今後も結核の有無は定期健康診断の中でしっかり維持すべきだということがうたわれているのが現状です。

これを踏まえまして、資料1-1の4ページに戻りますと、そこに書きましたとおり、全体としては減少傾向にあるのですが、年間2万1,000人以上の新たな患者がいるという状況と、あとこの先生が疾病に罹患すると、児童生徒への影響が大きいですということから考えまして、現時点ではこのまま引き続き実態把握していく必要があると考えております。

一方、精神疾患の話をしていただきまして、これにつきましては、他の学校種にも載せていないものではありますので、これを入れるとなると、他にも、全体に響いてくるということで、予算的には非常に大きな額になってしまうということもあり、すぐの対応というのは少なくとも今回はできないのですけれども、今、公立の小中高の教員につきましては、全体の人事管理という観点からの行政調査が例年行われておまして、その中で、精神疾患による休職、復職、退職といったようなことがデータとしてはとっております。これは公立だけです。

これは教育委員会の人事管理という観点からとっている調査ということもあり、公立だけになっていると推測されますけれども、今後、このような行政調査のような形で調査ができるかどうかは、検討をしていきたいと考えております。私立が多い学校種でどこまでやり切れるのかという問題もありますので、若干これは検討には時間をいただく形になるかとは思いますが、先ほど来、御指摘いただいているような社会の変化の中で、こういうものをとってくるのが大事だという御指摘は、まさにそのとおりだと思っておりますので、これも真剣に検討していきたいと思っております。

それから、介護休業につきましては、ここにありますように、取得形態が多様であると

か、現時点では取得率が低いとか、あとはこれも、まだ他の学校種にはそもそも入れていないし、行政調査という形でも、今までとっていないものであります。

それが、だからいいという、正当化する理由にはならないと思いますけれども、予算の状況もありますので、まずは段階を踏んで対応していく必要があるかなと思っておりまして、今後、省内の行政調査等で調査ができるかどうかを検討していきたいと思っております。

それから、5 ページですが、男女別の介護休業取得率を一番上につけておきまして、2002 年度から比べると、女性の方が少し上がり、男性も大体同じぐらいという状況にあるということで、これはデータをお示しするということができたのでつけさせていただきました。

この男女別をどこまでとるかにつきましては、これも社会の流れの中から重要なのだという御指摘はまさにおっしゃるとおりだなと考えております。これも繰り返して恐縮ですが、他の学校種にも響くものでありますので、かなりの予算を確保できる年にやるしかないというところはありますので、それなりにどのような調査が可能なのかどうかといったことを検討して、しかるべきときに対応できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 3 つとも検討したいというもので終わっているのですけれども、済みません、確認なのですけれども、どういう意味なのでしょう。永遠に検討されるわけにはいかないの。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 申し上げたとおり、社会情勢というのがある程度やはりわかっておりますので、なるべく早いうちに結論を出すという意味で検討したいと思っております。

○白波瀬部会長 やはり審議というのは、余り先行きのないところで、結論づけたくないというのが私個人はありまして、できないことはできない、課題についてはここまでにやるというような形で、できましたら審議を進めさせていただきたいと思っております。

それで、皆さんに御意見を伺う前に申し上げるのはどうかと思うのですけれども、やはり、若干のアンバランス感を感じております。結核について、その重要さは、私自身も、数が少ない多いにかかわらず重要であることは、重々承知です。

ただ、そこでの正当性を主張しておきながら、現在、実際に増えているであろう状況については、今後の状況を踏まえながら検討するということが、非常にバランスとしては悪くて、予算で逃げられるというのも、私としてはなかなか受け入れがたいというか、もちろんお金の問題もありますし、ほかの継続調査とのバランスも、無視はできないことも承知しているつもりなのですけれども、やはり、現在の学校の現場の実態をより正確に上げるために、これは日進月歩ですから、今までの時系列的なものを無視しても、とらなくてはいけない部分についてはとるべきだろうと考えておきまして、それがこれからの時系列の基軸になっていくわけなので、この御説明について、私はアンバランス感が少し気になる場所なのですけれども、何か御対応ありますか。私の方が少し誤解しているところが

あるのかもしれないのですけれども、なかなかこれは、決められたものは崩し難く、これからやることについては、ものすごく大変というのは、ありがちなことですが、何とか進めたいと思います。では、津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 部会長のおっしゃることに私も賛成です。ここを見ますと、結核を理由に休職した教職員は近年は1～2人ということですね。この学校基本調査は全数調査ですので、全国にどれぐらい教職員がいるかわかりませんが、恐らくパーセンテージにしたらこれはゼロです。

60年前にこの調査が始まったときには、結核は主要な感染症であり、教職員の罹患者も多かったと思います。学校の先生が結核にかかったことを自覚しないうちに、児童・生徒を感染させてしまうというリスクが大きかったのはわかります。

ただ、現在では、結核の罹患率は非常に低くなっており、これを「その他」に入れても全く問題がないと思います。そんなことを言いたしたら、鳥インフルエンザもそうですし、最近、いろいろな感染症が出てきております。

この調査は疾病についての調査ではありませんので、現状に即して主な休職理由と考えられるものを別くりにして、そうでないものは「その他」とすることが適切ではないでしょうか。ここに結核が別くりのまま残されている理由は、恐らくこの調査が開始された戦後の早い時期には結核は主な休職理由の1つだったからだと思います。

しかし、戦後の早い時期に作られた回答肢をずっと守っていく必要はありません。もちろん、時系列データの連続性、継続性は大切です。しかし、現状では毎年1人か2人しか結核による求職者がいないということを考えると、統計として意味がないと思います。

いずれにしても、結核を別くりで残す理由は社会経済的に見ても、疫学的に見ても、統計的に見てもないのではないかと思います。

先ほどこれを別くりの休職理由として残す根拠として、この資料1-5の3ページの下「学校における結核健診に関する検討会報告書」をあげておられましたが、この報告書は小中学生の結核健診についてのものですよね。小中学生の結核診断はもちろん維持すべきだと思います。でもこの質問は小中学生についてではなくて、職員の休職理由についてです。近年、どのように厚生労働行政が変わってきているかよくわかりませんが、私たちが小中学生のときには、毎年ツベルクリン反応をチェックし、胸部X線をとって、そして陽転していないとBCGを打つということをやっておりました。けれども、今は結核自体の発症件数が少なくなっているのです。毎年、伸び盛りの、成長過程にある子供にX線という放射線を当てることのコストと費用対効果を考えたときに、費用の方が大きいという理由で、健康診断をやめるべきではないかというお話が出ていたように思います。

いずれにしても、子どもの結核検診についてはそういう問題はあると思うので、情報を収集して検討することは必要だと思いますが、それをもって職員の休職理由として結核を残すべきということにはならなくて、むしろ、この資料1-5の1ページに示されている結核による教職員の求職者数の数値が大事で、これは分子だけですが、全国の教職員数を

分母に入れたら、結核による休職者の割合は確実にゼロです。

もし結核を、「その他」に入れることで別くくりの理由から除くことができれば、その空いたスペースを使って、介護休業による休職者の情報も取れるのではないかと思います。急激な人口の超高齢化が進行しておりますので、介護休業は、これから増えていきこそすれ、減少することは恐らくないと思います。育児休業のみならず、介護休業もワーク・ライフ・バランスの推進を考えても、政策的に大変大事だと思います。

ですので、もう一回繰り返しになりますが、時系列データの連続性、継続性は大事ですが、統計的にゼロであるものを残しておく理由は、非常に弱いように思います。

いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省、いかがでしょうか。検討されますか。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 前回の資料で、文部科学省が提出いただいた資料の中身で、資料3-2という前回の資料がありますが。

○津谷委員 回答ですね。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。

○津谷委員 わかりました。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 文部科学省からの回答の資料3-2で、3ページをお開きいただきますと、文部科学省からの御回答で、結核は法令で特別扱いになっているので、それで把握されているという御説明が前回あって、今回のものはこれがあつたのであえて御説明がなかったのだろうと理解しまして、少しここと併せて御判断いただくということかと。

○津谷委員 でも1人や2人ですよ。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 念のため、一応こういう説明が先方からあつたということ。

○津谷委員 わかりました。発生件数がほとんどないということであれば、それについてどういう法的な縛りや位置づけがあろうとも、統計的に限りなくゼロに近いように私は思います。

○白波瀬部会長 私がお答えしてもしようがないのですけれども、ありますか、先、どうぞ。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 先ほどの、前回、結核だけが法令が別だというので、それは津谷先生、前回、確かご欠席でしたので念のため申し上げますが、教育公務員特例法という、教育職員については、別途、法律で定めていまして、その中で、休職について、一般の職員と違って、結核事由による休職については、給与が全額出るとか、2年を3年に延長できるとか、そういうことを法律で定めています。

そういう関係もあって、国として、規定してきたというか、とってきたというのは一つあります。少ないとおっしゃるのはよくわかります。

あと、介護の方も、介護休業、育児休業法ということで、一般的な法律は定まっている

のですけれども、特に公立の職員の場合は、育児休業については、個別に地方公務員の方で、育児休業に関する法律があるのですが、介護休業に関する特別法はなくて、一般的には休暇の扱いでやっているところがあるのです。県によっては休業まで行かずに特別休暇の中で処理したり、まだ少しそういう意味では、公立職員については、一定の育児休業とは何ぞやといったときの法的根拠がやや曖昧なところもありますので、これをとるときに、とれなくはないのですが、どういう条件のものを育児休業でとるのかという、またそこから検討しないといけないというのが1つあります。

○津谷委員 この調査だけではなく、この部会にはさまざまな調査の審議が付託されますが、その際、見直したり、削除したりするときの強い根拠の1つが、対象者・該当者がほとんどいないということです。対象者がほとんどいないということを統計的に言うと、その質問はもはや変数ではなく、ゼロというコンスタントでゼロであることです。

今回この調査は初めて諮問にかかったということで、これを機に調査項目の見直しがあるわけです。第1回の調査以来60年という年月がたっており、社会経済的变化や人口学的変動に合わせてこの調査の項目を精査していくということがこの諮問にかかった理由の一つだと理解しておりますので、法的な縛りはわかりますけれども、やはり統計としての有用性を上げるためには、そういう配慮も必要ではないかなと思います。

先ほど、部会長がバランスを欠くように思うとおっしゃいましたが、私もそのように思います。

以上です。

○白波瀬部会長 黒澤委員、どうぞ。

○黒澤委員 私、この教育公務員特例法については何もわかっていなくて恐縮ですが、こういった特例法があるということは、結核になって、休職云々というよりも、いわゆる排菌していたかどうかということかと思うのですけれども、そういった人がどの市区町村にあらわれたかは、何らかの行政データで把握してるはずですよ。こういうことを幼稚園など学校のレベルで、統計的に把握することの理由は、先生が排菌していて、子供たちに結核を移した可能性があったかどうかを把握したいということですよ。でも、そういったケースが起こったとき、必ずその市区町村は把握するわけですから、そちらからの情報があれば、それでいいのではないのでしょうか。しかも1ケースとか2ケースしかないのであれば、このような形で、毎年この統計でとる必要があるのかどうか。それを少し疑問に感じました。

○白波瀬部会長 結核のカテゴリーそのものをとることは、確かにある意味では、そこまで議論をするのが妥当であるとも考えられるのですけれども、実はポイントは、私がアンバランスだと言ったのは、もう法令上、なかなかこの時点でこのカテゴリーをなくすことは、恐らくこの時点では難しいだろうと私自身は判断をしております。

ただ、追加的というか、要するに現状を把握することが統計データの原則であるにもかかわらず、その現実に対しては、予算の問題等で対応できない。

ゼロ回答であるにもかかわらず、法令の根拠があれば、幾ら実態が現実的には少なくても、死守するのは、やはり、公的な統計をとるということにおいて、その意味をだんだんなくしていくのではないかという危惧感を私自身は感じています。

例えば、男女別をとっていく、これは本当にワーク・ライフ・バランスの関係から、誰が介護休暇をとり、誰が育児休暇をとりというのは、ベースとなるところで、特に、教育問題については、少子化の中で、ますます注目が集まる場所です。

そのところで、中心的な統計として、その基本的な情報がとれないのは、公的な統計の本来のあり方としてそもそもの存在理由を脅かすのではないかというようなことまでいくのではないかという危惧感を持っているのです。

ですから、今後、検討しますという形でそろったところに、若干、私としては、そういう意味でアンバランスだとか、もう少し努力の結果とか、前向きな検討結果というのを私としては少し期待したところがあります。大変申しわけないのですが、もう時間がこれ以上、これについて審議を続けるわけにはいきませんので、この時点で一旦この議論については閉じさせていただきたいと思います。

本件の対応について、この教職員等についてのカテゴリーは絶対に追加しないという理由について、もう少し積極的な御説明をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

では、次の事項に移らせていただきたいと思います。

資料1-1の6ページ目の「(7)『11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定)』、(9)『13 修了者数』及び(10)その他」を御覧ください。

こちらは、在園者と修了者について、どのようなものが対象となるか、明確にするために、記入の手引の提示をお願いしたことと、前年度にいた施設によって、在園者数のどの項目に入るのかわかるようにフロー図の作成をお願いしたものです。

それでは、文部科学省から説明をお願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 資料1-6と1-7に資料を御用意しておりまして、今、御指摘の「記入の手引」が1-6の方にあります。

前回、御指摘があった1-7の方のフロー図だと思うのですが、全体でどんな関係性にあるのかがよく見えないということでしたので、これは1-7のように整理をさせていただきました。

これによって、どこを補足できてどこが補足できないのかということがわかるかと思えます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

少し見方を説明していただいたほうが、せっかく資料1-7でもカラー別にとてなかなかなこれ工夫がいったと思うのですが、私が理解している限り、左側の例えば5歳児が、平成26年度の3～5歳児が平成27年度にどうなっているのかというのは、右側の

5歳児、4歳児、3歳児というところで、1年ずつずれるような感じになっているのですね。簡単にどうぞと言わないで、ここを見てくださいというものをお願いします。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 フロー図について、前回、作成をということで、このようなものをつくりまして、そのときの論点としましては、今、在園児が次にどこに行くのか漏れなくとれるかということが1点ありましたのと、前の施設でちょうど5歳児で、平成27年度に移ったときには、実はその新しい園に入らずに卒園する子供をどう把握するかという2つの論点があったと思います。

特に、後者の修了者の方が、当初、幼稚園、保育所それぞれにいる5歳児が新幼保こども園に入ったときに、厳密に言いますと新幼保こども園の卒園者ではありませんので、とらないということが当初考えられたわけですが、そうなりますと、幼稚園の方でも、こども園の方でもとれないことになると、左上にあります幼稚園5歳児が漏れてしまうのではないかということで、前回の案では、こども園調査票の中で幼稚園分だけはとらせてくださいということ提案しましたところ、その辺について少し明確ではないということでした。

今回、書いてありますとおり、左上の幼稚園の5歳児については、平成26年度末修了者数については、引き続き幼稚園票について、そちらも配付しまして、幼稚園調査票によって把握していただくということで、27年度の新幼保こども園票には、修了者数は上がってこない。当然それは在籍がなかったということです。保育所の方については、今までどおり、社会福祉施設等調査で、卒園者はとっていらっしゃらなかったと伺っておりますし、そもそも学校基本調査の対象外ですので、幼稚園調査票でとるのも変だなということにとらない。

ただ、平成27年度、右側に移りまして、在籍した子供については、当然27年度末に幼稚園からいらっしゃった場合であっても、保育所等からいらっしゃった場合であっても、5歳児について、卒園者は新幼保こども園票でとっていくということで、その薄い黄色がついている部分はそういう意味です。

それ以外については、それぞれ、今、部会長がおっしゃっていただいたとおり、前の年度から次の年度で1歳上になったら、こういう形でとれますということで、左側の幼稚園、保育所の方のいずれかのところにはおさまるようになっておりますので、漏れずにとれますということです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、この件について、何か御意見、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

では。

○黒澤委員 わかりにくい。

○白波瀬部会長 わかりにくい。なかなかこの図をつくることを自体が大変だったのではないかと思うのですけれども、フローといいますか、どこがわかりにくいですか。何か御質問ありますか。

ポイントとしては、やはり誰か落ちる子供がいるのではないかという御意見も。前回、あったと思うのですけれども、一応こうフローを書くと若干わかりにくいのですけれども、対象から漏れる子供がないように設計はしていることにはなっているようなのです。

宮里専門委員、何かありますか。

○宮里専門委員 いえ、確認なのですが、漏れる子供がいなくなったというよりは、平成 26 年度までに関しては、幼稚園と保育所であったわけなので、そこの卒園生については、両方とも 27 年度のこども園の調査の方では押さえないことですよ。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 はい。

○宮里専門委員 ですから、幼稚園の、この前の幼稚園の方は押さえると、卒園者数に入れるのではなかったですか。いやでもそういうように理解しました。ですから、これは 27 年度のみ、例えば幼稚園の方から入った人については、2つ答えるというか、卒園者数についてのみということですね。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 そうです。

○宮里専門委員 そして 27 年度以降、28 年度から一本化で 1 つで答えられていくということですよ。そのように改善というか、今度なくされたのだと理解しました。漏れをなくしたということではないのではないかと。

○白波瀬部会長 そういう話ではなくて、ごめんなさい、それは私の表現の仕方が悪かったのですけれども。

○宮里専門委員 いえ。大丈夫です。

○白波瀬部会長 でも、先生がおっしゃったように、そちらの理解の方がすごくわかりやすいと思います。

○宮里専門委員 あのと、発言させていただいたのは、27 年度の段階で新幼保こども園に移行するのですが、その先行的そこに全然制度が違ってはいるのかもしれないのですが、既にこども園だったところなどが、幼保一体的に進めていったところで、その幼稚園籍の人だけが把握され、保育園の方が把握されないというところに少し。それと、それ以外の在園の人たちのカウントの不一致を感じたのですけれども、やはり 27 年度から正式にこの制度であるという押さえだとなれば、これかなとは理解できました。

私が、多分、ずっとこの現場にいる人間なので、これがすごくわかりやすいのかもしれないのですが、大筋ではこれで理解できました。

○白波瀬部会長 でも、先生がおっしゃったように、平成 27 年度から一本化で、それまでのところというところなのですから、そうですね。だから、引き算すると、卒園した人以外についてはここに基本的には一本化ということですよ。

○宮里専門委員 そうですね。

○白波瀬部会長 津谷委員。

○津谷委員 これは確認ですけれども、現行の幼保連携型認定こども園が全てこの新幼保こども園に移行するわけではないわけですね。

ですから、従来の幼稚園と保育所を一緒にした場合、幼稚園に在籍している人はこの学校基本調査で把握できるけれども、保育所在籍者については文部科学省の管轄ではないので、この調査の対象外ということで、ふたをあけてみないと、どれぐらいこの新幼保こども園に移行するかというのは、現時点ではわからないというお答えであったという私の理解は、それでよろしいのでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 現行の幼保連携型認定こども園は、あくまで施設が幼稚園と保育所が別ですけれども、新しい新幼保連携型は一体の施設です。基本的には、そのまま新制度に移行される場所は多いとは思いますが、どうしても今のまま、幼稚園、保育所に戻ることを選ぶ、今度は幼保連携型という名称は使えないのですが、ばらばらでやる方を選ぶというところもないとは言えませんので、そういう意味では、何%が移行するかというところまでは、我々も推測しかねるところです。

○津谷委員 済みません。でも、これについてはいづれわかりますよね。

調査の結果が出てみないとわからないのでしょうか。

保育所からの移行が落ちてしまうということが懸念されているのであれば、それはどこかの時点で把握ができるのでしょうか。

法律が施行されるわけですね。

○白波瀬部会長 ただ、役割分担というか、管轄省庁がありますから。

○津谷委員 現時点ではまだ、本当の意味での幼稚園と保育園のインテグレーションは実施されていないので、厚生労働省と文部科学省両方の管轄ということで当面やっていくというお話を聞いておりますので、一編に移行はできないのはわかっていますけれども、どこかの時点で把握できるといいのではないかなと思いました。これは毎年実施される調査です。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 当然、来年度の時点では、移行しているものが多くて、若干今までどおり幼稚園、保育所でとなれば、それぞれ調査において把握はいたしますので、学校基本調査では、たしかにその保育所部分とはとらないとなりますが、それは社会福祉施設等調査の方で把握されることになると思いますので、国として何も押さえないということではないので、そこは大丈夫かと思っております。

○白波瀬部会長 ということで、済みません。次に進みます。

○津谷委員 結構です。

○白波瀬部会長 お願いします。どうぞ。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 確認なのですが、そうすると、今日の資料でも資料1-2で「13 修了者数（平成27年3月修了者）」との記載がありますけ

れども、これは、この1-7の図で行くと、平成26年度末修了者ということになるわけですか。それとも、平成27年度末修了者ということになるのですか。

つまり、平成27年3月修了とされている者は、一般的に考えれば、26年度末修了者ということになるのです。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 そうですね。そういう意味では、先ほど申しましたとおり、今の幼稚園調査票もそうですけれども、前年度の修了者は当然その5月1日時点ですから、来年度の幼保連携型認定こども園の調査票では、27年3月修了者というのは、そもそもそういう施設がないので、今のままではカウントするときに上がってこないですね。どちらもゼロになってしまうことになりますね。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 欄はつくるけれども、実質的にここに記入はされないという理解でよろしいですね。

○山末文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門官 そうですね。以前はここで幼稚園をとろうと思っていましたが、今回の整理では、とらないということですので。

ただ、2年目以降、当然、この表は必要になってきますので、今から入れておくことになります。

○白波瀬部会長 少しいろいろ過渡期で大変で、肝心の記入する人に間違えないように書いてもらわなければいけないと感じたのです。

では、次に進みたいと思います。

前回に引き続きまして、調査計画の変更について、審議を再開したいと思います。

宿題については、これまでで一応打ち切りということで今日は終わりたいと思います。

審査メモの16ページ途中の「学校調査票（大学）学部学生内訳票」から22ページの「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」までについて、総務省の金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

前回資料の審査メモの16ページを御覧いただければと思います。

まず「学校調査票（大学）学部学生内訳票」の変更であります。

ここでは、2点の変更が計画されております。

1点目は「年齢別入学者数の追加等」ということで、入学者数に関し「年齢別入学者数」を追加し「高等学校卒業年度別入学者数等」を削除するとともに「5 学科別学生数」欄に「入学志願者数」を追加するものであります。

このうち、年齢入学者数の追加及び高等学校卒業年度別入学者数の削除につきましては、社会人学生に関しまして、平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略において、日本の産業基盤の強化方策の1つとして、社会人の学び直しの推進が重要な課題として位置付けられたことから、その実態に関する情報を得るため、大学学部等への入学者数の把握

に当たり「高等学校卒業年度別入学者数・入学志願者数」を削除し、これに代わり「入学時年齢別入学者数」を追加することとしているものです。

これにつきましては、今後の社会人の学び直しの推進に資するものと認められるものの、若干の検討が必要ではないかと考えているところです。

具体的には、審査メモの17ページの下段の論点に記載しておりますが、まず、1点目として「入学時年齢別入学者数」の年齢区分につきまして、18歳から29歳までは各歳別に行っている一方、30歳から60歳までは5歳階級別と少し取り扱い区分が違うことで問題はないのかということ。

それから、2点目は、今回削除される「高等学校卒業年度別入学志願者数」に関する調査結果というのは、従前どのように利用されていたのか。今回の削除により把握されなくなることで問題はないのかという部分です。

次が、18ページを御覧いただければと思いますが、同じく学部学生内訳票でもう一つ、「学科別学生数」欄への「入学志願者数」の追加です。

これにつきましては、現在、経済協力開発機構、いわゆる「OECD」ですが、こちらで加盟各国が経済発展に効果的な高等教育の提供方策を検討するに当たり、参考となる指標の開発を検討しております。当該開発に必要な加盟国における高等教育の需給バランス、すなわち入学志願者数と入学定員との関係とであります。これに関するデータを得るために、平成27年後半に加盟国に対し調査を行う予定です。

こうしたことから、OECDに関連データを提供することができるよう、現在、学校基本調査で調査していない学科別入学志願者数を把握するため、今回、「学科別学生数」欄へ「入学志願者数」を追加することとしているものです。

これにつきましては、高等教育の提供方策に関する国際比較に資するものということで、適当であると判断しています。

また、今度は審査メモ19ページを御覧いただければと思いますが、学部学生内訳票における変更の2点目で「9 年齢別入学者数」欄に、再掲として「留学生の入学者数」を追加することです。

外国人留学生につきましては、やはり日本再興戦略で、先ほどの社会人学生のケースと同様、日本の産業基盤の強化方策の一つとして、優秀な外国人留学生の受け入れの促進あるいは留学生30万人計画の実現が重要課題として位置付けられたことからその実態に関する情報を得るため、今回、年齢別入学者数欄に再掲という形で留学生の入学者数を追加することとしています。

これにつきましても、外国人留学生の受け入れの促進等に資するものと認められるものの、若干の検討が必要ではないかと考えます。具体的には、19ページの中段より少し下のほうの「(論点)」に記載しているとおり、2点ほどありますが、1点目は、まず、外国人留学生の中には、3か月から半年程度までの短期留学のケースもあるということで、毎年5月1日という一時点の調査では実態を十分に把握することができないのではないかと

ということです。

それから、2点目といたしましては、諸外国の大学等では、9月入学が通常であるということで、外国人留学生も9月に入学するケースが多いということになると、調査事項の設計に少し工夫が必要なのではないかということです。

続きまして、審査メモの20ページを御覧いただければと思います。今度は「(3)学校経費調査票A」の変更であります。

ここでも、2点の変更が計画されておりますが、まず、1点目は学校独自の収入の選択肢の追加で「寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳として「5のうち、地方公共団体からの寄付収入(国立大学法人のみ)」を追加するということでもあります。

これは、平成23年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正が行われて、地方公共団体から国立大学法人等も含めまして、国等に対する寄附金等支出は従前、原則禁止という取り扱いだったものが改められまして、支出するかどうかは、地方公共団体が自主的に判断することができるようになりました。

こうしたことから、この地方公共団体から国立大学法人への寄附金等の支出を把握することで「寄付金収入、産学連携等研究収入」の内訳として、いわゆる「寄付金収入」を追加するということでもあります。

これにつきましては、学校経費のより詳細な把握を可能とするものであるのですけれども、若干の検討が必要ではないかと考えています。これについても、20ページの下の方の「(論点)」のとおり、2点記載しておりますけれども、まず、1点目は当該追加により把握される地方公共団体からの寄附金収入に関する実態については、公教育費の国と地方の負担割合の算出に活用するということですが、そうした算出の目的は何かということですが、

それから、2点目は、文部科学省は、一般統計調査として地方教育費調査を実施しておりますけれども、この中で、寄附金の支出側である地方公共団体からの情報を用いることはできないかということでもあります。

それから、続きまして審査メモ21ページですが、学校経費調査票Aの変更点の2点目で、国立学校の補助金の内訳区分として「市町村」を追加することでもあります。

公立大学法人では、国、都道府県からの補助金のほか、市町村からも補助金を受けているケースがあるということですが、その実態が把握されていないことから、「公立学校の補助金」の内訳区分として「市町村」を追加するものです。

これについても、学校経費のより詳細な把握を可能とするものでありますけれども、21ページの下の方の論点に記載しているとおり、若干の検討が必要ではないかと考えています。

具体には、まず、1点目としては、先ほどと同様ですが、この調査結果は、公教育費の国と地方の負担割合の算出に活用するということなので、その算出の目的は何かということが1点目。

2点目は、その算出への活用であれば、内訳区分として市町村を追加するのではなくて、

既存の内訳区分である「都道府県」を「都道府県・市町村」あるいは「地方公共団体」といった形に変更すればよいのではないかとということです。

それから、3点目は、これも先ほどと同様ですが、地方教育費調査から、補助金の支出側からの情報を活用することはできないのかということです。

続きまして、審査メモの22ページを御覧いただければと思います。

(4)の「卒業後の状況調査票(高等学校 全日制・定時制)」等の変更ですが、これにつきましては、後で御審議いただく、平成24年調査の実施に係る調査計画の変更時の今後の課題の対応状況に関連するものなので、後ほど併せて御説明をさせていただきます。

次の(5)の「卒業後の状況調査票(特別支援学校 中学部)」の変更です。

具体には、いわゆる社会福祉施設等入所・通所者の中の障害者支援施設等の内訳で「うち就労系支援事業利用者」を追加することです。

ここでは、障害者が職業的に自立するためには、企業等への就労を支援することが重要ということで、文部科学省では、特別支援学校において、障害者に対する各種の職業教育、就労支援を、また、厚生労働省では、特別支援学校の卒業生等に対しまして、障害者総合支援法という法律に基づきまして、就労に必要な訓練の実施など、就労系支援事業を実施しているところ です。

しかしながら、特別支援学校 高等部卒業者のうち就職者の割合は約28%と、障害者の就職は依然として厳しい状況が続いていることから、障害者の雇用対策のより一層の改善を検討する必要があるということで、その基礎資料として、障害者の就労実態をより正確に把握するために、社会福祉施設等入所・通所者の中の障害者支援施設等の内訳として、就労している者とみなすことが可能な就労系支援事業利用者を把握する事項を追加することです。

これにつきまして、今後の障害者の雇用対策の検討に資するものと認められるものの、審査メモ23ページの中ほどの「(論点)」に記載のとおり、何点か検討が必要ではないかと考えているところであります。

まず、1点目は、特別支援学校は、その卒業生であり、かつ障害者支援施設等に入所している者につきまして、就労系支援事業を利用しているか否かということをも十分に把握しているのかどうかということでもあります。

それから、2点目は、就労系支援事業の利用状況について、関係市町村では把握されていないのか。仮に把握されているとするならば、関係市町村から関係の情報の提供を受けることで、調査の代替にすることができないのかということです。

3点目は、この就業系支援事業利用者数に関する調査結果は、具体的にどのように利活用される予定なのか。

4点目は、就業系支援事業は、通常の雇用契約に基づく就労が可能な障害者が利用する「就労継続支援(A型)」と、通常の雇用契約に基づく就労が困難な障害者が利用する「就労継続支援(B型)」という2種類のものがありまして、その事業によりまして、利用可

能な障害者の障害の程度が異なるわけですけれども、こうした点を考えず、その就労系支援事業利用者全体の数だけを把握することで、調査結果の利活用上、支障がないのかどうかということです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示されて論点に対する回答をお願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 資料2の1ページから御説明申し上げます。

まず、「(2) 学校調査票(大学) 学部学生内訳票」に関するところですが、年齢区分につきましては、先ほどお話があったように、社会人入学と多様な年齢層の者が入学している実態を把握したいということで、18歳から29歳までは1歳ごとの年齢別という形で、これはかなり広くとるようにいたしました。一方、それを全部60まで続けることも、調査票としてナンセンスでありましたので、今、既存の大学院学生内訳票では、使っております年齢区分ということで、30歳以上につきましては、5歳階級別で我々としての実態把握なり、施策への反映という観点では問題ないのではないかということから、この方式をそのまま使わせていただきたいと思いますと考えております。

それから、2番につきましては「高等学校卒業年度別入学志願者数」の調査結果ですが、大学入試制度改革は、今でも進んでおりますけれども、そのような基礎資料という形で使うということです。

社会人の学び直しも把握するというので、その変更によりまして、高校卒業年度別入学者数は、年齢別入学者数に変更することを大きく打ち出しておりますので、それに合わせる必要があるかと思っています。

今後、今回の改正によりまして、関係学科別の入学志願者数が見えてまいります。どの学科でどのような方々、どれだけの入学志願者数があるかといったことがわかりますので、大学入試の関係の基礎資料ということで、従来以上に有効なデータになるのではないかと考えております。

次のページですが、留学生のうち、短期留学者に関しましては、独立行政法人の日本学生支援機構、JASSO と呼ばれる組織が外国人留学生の短期受け入れ状況調査をやっておりまして、それぞれ1カ月未満から6カ月以上1年未満までの方々を対象に調査をして公表もしているということです。これがある以上、学校基本調査での把握は必要ないと考えています。

また、9月入学についてですけれども、確かに諸外国で9月入学が多いのは御指摘のとおりであります。全体で行くと、半分ぐらいかなと。それ以外の国が半分ぐらいあるということですが、一方で、日本は9月に限らず、1年を通じて留学生が来ているのが現状ですので、これは複数回やるのは、なかなか厳しいので、5月1日現在での入学者数を学校基本調査の基準日ですので、ここで把握をしたいと考えております。

それから、次の学校独自の収入の選択肢で、まずは1番目の公教育費の国と地方の負担割合の算出への活用ですが、我々の方でよく使っておりますのが、公財政教育支出が国民所得なり、GDPなりと比較してどのぐらいなのかといった国際比較は、非常によく使っておる調査です。

それは一つの例ですが、そのような調査に活用できるためには、我が国の教育費をどのような実態であるか、どういうところからどれだけ出ているかを把握していきたいということで、一番目に回答をさせていただきました。

また、2番の地方教育費調査につきましては、地方公共団体、とりわけ教育委員会がどれだけの公教育費を支払ったかという調査ですが、その対象が高校より下の教育機関となっております、大学はこの調査には入っておりません。

ということで、こちらの調査結果を活用することができないというのがこちらの回答です。

3ページですが、補助金の内訳の話ですけれども、これの活用は、先ほどと非常に近いのですけれども、地方公共団体から教育費の総額はもちろんのことですが、都道府県から出ているのか、市町村から出ているのかといった、それぞれがどんな負担をしているかを把握するのが、今や我々国内行政あるいは国際比較においても、非常に重要になっておりますので、そこはしっかり把握をしていきたいと考えております。

2番につきましても、都道府県、市町村を地方公共団体にまとめてしまいますと、今、申し上げたような流れの中で、都道府県はどれだけ担っているのか、市町村がどれだけ担っているのかが見えにくくなってしまいますので、単純に国と地方という考え方をしているというよりは、国と都道府県、市町村がどれだけ分担し合っているかが一般的に我々が、教育費負担という考え方をする場合の考え方ですので、それに合わせて、都道府県と市町村は別々に把握をしていきたいと考えております。

また、3番目は先ほどと同じですが、地方教育費調査で把握できないのかということですが、これは大学が調査対象に入っておりませんので、これは使えないと考えております。

5番目ですが、就労系支援事業の話ですが、これにつきましては、特別支援学校そのものは、進路指導等、個々にやっておりますので、進路の状態というのは、当然把握をしておると思われま

しかし、また当然その設置者あるいは支援をしているであろう市町村におきましても、それぞれ就労系支援事業の利用状況は、何らかの形で把握はしているかと思えますけれども、例えば、それがどの時期を基準にしているのかとか、その内容とか、こういったものというのは、明確な統一的な様式があるわけではありませ

るので、改めて我々としては、ここで把握をさせていただきたいと考えております。

それから、その下ですが、利活用について、これも少し抽象的になりますが、文部科学省ではいろいろな事業を通じまして、特別支援学校の職業教育とか就労支援をやっ

す。そのような事業への反映といったこと、あるいは各地方で行われるそういった事業への支援という観点からも、特別支援学校卒業者の就労状況をなるべく正確に把握していきたいということで考えておりました、そのような形での基礎資料にしたいと思っております

ただ、その4番の方になりますけれども、就労継続支援A型とB型をどこまで細かくとるかということにつきましては、この学校基本調査という中で、その2つをあえて分けて把握する必要が、今の施策との関係上、そこまでする必要はないのかなというのが実態です。

障害の状態によって、AからBに行く方とか、その反対の方も、頻繁にいるということはないと伺っておりますが、その間の移動もあったりとかということもあるようですし、少なくとも、学校基本調査という性格から行くと、少し細か過ぎるのかなというところで、今回は対応しないという結論にさせていただきました。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、審査メモの16ページ「学校調査票（大学）学部学生内訳票」の「A 年齢別入学者数の追加等」について、御意見や御質問のある方は御発言ください。

よろしく申し上げます。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 済みません。確認と意見です。まず、6月9日付の資料2を使って御回答、御説明があったのですが、まず最初に言いたいことは、年齢別に情報を取ることは大変いいことだと思うということです。これは本当に必要な改善だと思います。

それを前提に、この年齢の区分についてのコメントですが、30歳以上は全体の9%しかないということで、5歳階級で十分という御説明ですが、それはそれでよろしいのですが、この文部科学省さんの年齢区分ですと、55歳から59歳となっており、次が61歳以上ということで、60歳が落ちております。一方、この資料3-1の審査メモでは、年齢区分の最後のところが55歳から60歳、そして次がオープンエンドの61歳以上になっています。文部科学省さんのご説明にあった55歳から59歳は、55歳から60歳の間違いではないかなと思うのですが、いずれにしても、年齢区分は5歳刻みで行うのが通常のやり方です。人口学者として言わせていただきますと、他の政府の基幹統計調査や一般統計調査でも、年齢階級は5歳刻みとなっています。この文部科学省さんの年齢区分では55歳から60歳のところだけが6歳になっていますので、ここは55歳から59歳と5歳階級にして、最後のオープンエンドを60歳以上とされるべきであると思います。ただ、既に大学院については、平成12年から年齢別の入学者数をこの区分を使って尋ねているので、学部についてもそれに合わせるということだと思うのですが、やはりどちらも55歳から59歳、そして60歳以上とするべきであろうと思います。更に言わせていただくと、社会教育や生涯教育についての政策的なニーズを考えると、法律が変わって、正規雇用者は65歳まで、つま

り年金の受給開始年齢を 65 歳に上げることについて、65 歳までは働くことができるようになってきており、65 歳以上が老年人口ですので、60 歳以上をさらに 60 歳から 64 歳、そして 65 歳以上に分けた方がよいのではないのでしょうか。65 歳以上を老年人口とするという年齢区分は基本的に決まっており、日本だけではなく、国際的な基準となっています。

労働力率や就業率も 65 歳以上と一括りにするのではなく、たしか 75 歳以上でくくられており、高齢者の雇用の増加を考えて老年人口の年齢区分を細分化しています。そして、その場合にも年齢区分は 5 歳階級です。ですので、55 歳から 60 歳という区分にしないで、55 歳から 59 歳、そして 60 歳以上とする。さらに私の理想を言えば、55 歳から 59 歳、そして 60 歳から 64 歳、最後をオープンエンドの 65 歳以上とされればいかがでしょうか。そうすれば、定年退職して、年金をもらいながら、生涯教育という形で再び短大・大学に入学してくるという方をここで把握できます。もしできることならば、それをおやりになった方がよいと思います。この際ですので、大学だけではなくて、大学院についても変更されればと思います。

ついでに質問ですけれども、大学の入学者の年齢に「17 歳以下」というカテゴリーがありますが、これは可能なのですか。外国からの入学者の中には飛び級した場合もあると考えられ、学校教育制度が違うので可能かなと推測します。また、大学院についても「21 歳以下」というカテゴリーがあるのですか。

○白波瀬部会長 文部科学省、どうぞ。

○津谷委員 済みません。これはただ単に私が知らないので、質問です。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 私の知る限りでは、飛び級というものがあまして、外国から来られる方とか。

○津谷委員 それはありますね。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 そういう方がおられるということで、そういう方はどこにも書く欄がないというわけにはいきませんので、一応設けているものになっております。

あとこちら先生のお望みどおりといいますか、そのとおりのお答えになっているということだったのですけれども、今のところ文部科学省といたしましては、こちらは間違っておりまして、55 歳から 60 歳、それから 61 歳以上という区分けにさせていただきたいと思っております。これは大学院の方が既にそういうふうな区分けになっておりますので、ここで両方とも変えることが難しいところです。

○津谷委員 済みません。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 どうして年齢区分を変えるのが難しいのかよくわかりません。だって、今までは違う形で大学や短大については聞いていたわけですよ。何年度卒業という形で。だから、今回、それを入学者の年齢に変えるわけですから、そのときに全部正しい適切な形にお変えになったらどうですかというのが、私のサジェスションです。なぜかという、

55 歳から 60 歳のカテゴリだけが 6 歳階級になってしまうのです。これは非常に違和感があります。そして、どうせ変えるのならば、60～64 歳と別くくりにして、最後を 65 歳以上にしたらどうかということです。そうしたら、老年人口がはっきりと区別でき、急激な高齢化が進行するわが国において有用な情報がとれるのではないのでしょうか。

文部科学省にとっての生涯教育の重要性から考えても、この変更は適切だと思います。今までやっているからという理由が非常に多いように思います。何度も言うように、時系列データの継続性が大事なのはわかるけれども、もう少し適切に調査項目が設定できるのならば、どこかで変えないといけないのではないのでしょうか。変えないでずっと永遠にやっていくのかということになってしまいますので、今回、学部入学者の年齢を新たに尋ねるのだから、大学院についても一遍に変えたらどうですかというのが言いたいことです。全然難しいと思いませんが、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 先生がおっしゃること、御指摘は本当にごもっともだと考えているのですが、うちの集計システムのほうが、かなり大きなシステムを使って集計しておりまして、これを改修するに当たっては、一つの調査項目で、2,000 万ぐらいかかってしまって、今のところ予算要求でそれを見込んでしておりません。幼保連携型認定こども園のところについてのみ、増額の要求しておりまして、このところにつきましては、軽微なものであれば対応できるのですが、この大学院のほうに係るとしますと、調査票が別個になりますので、それだけの予算の確保が今のところありません。ですので、27 年度調査から直ちにということではなくて、現実問題としましては、29 年度調査からであれば、対応が可能ではないかと考えております。

○津谷委員 60 代の前半を別くくりすることについてのコストが発生することはわかりますけれども、ただ、この IT エイジになぜそんなに大金かかるのが不思議で仕方ありません。

以前、統計局の独立行政法人化評価委員会の委員をやっていたことがあるのですが、たしかにハードウェアの制限があるのはわかりますけれども、これはデータの処理に関することです。データプロセッシングについては、近年コンピュータのキャパシティーが飛躍的に上がっており、データ処理のコストが大きく下がっているというのが共通認識ではないのでしょうか。ですので、修正に 2,000 万円かかるというご説明を聞いて、びっくりしました。いずれにしても、現在、55 歳から 60 歳になっているものを、55 歳から 59 歳に変えて、61 歳以上を 60 歳以上に変えるのは、調査票の設計を大きく見直すわけではなく、この部分だけ直したらいいということなので、一体何が難しいのかさっぱりわかりません。

○白波瀬部会長 少し検討ということで、こちらが想定しているものと少し状況がちぐはぐで噛み合っていないようなのですが、恐らく中長期的には、これは津谷委員がおっしゃったとおりというか、ほかの公的統計についても、5 歳刻みになっておりまして、

あともう一つ、いいことをおっしゃっていただいたのは、やはり、高齢化に伴って、生涯教育が言われますと、そこについて、これだったら込み込みにしてしまっただけということになるのですけれども、ここで何か 61 歳以上ということになったら、非常に違和感がありますので、他の公的統計とのクロス表との関係もありますので、少し御検討いただきまして、これについては、絶対に無理ということですか。予算的には。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 学部学生内訳票のほうだけをそのように変えることはできますが、大学院のほうができません。

○白波瀬部会長 ここが別になっているので、なかなか難しいということなのでしょう。中の業務的なことで、私もわからないのですけれども。

○津谷委員 済みません。私、昔プログラマーだったので。

○白波瀬部会長 井上専門委員、どうぞ。

○井上専門委員 文部科学省だからと言って、こういう表を直すのには、経費がかかるというお話なのですけれども、例えば、私は、昔はコボルでプログラムを組んでおっただけですけれども、最近のシステムはようわかりませんが、カスタマイズするのに何もコボルでしたらワーキングストレージセクションとプロットデビジョンのところを一部さわったら、簡単にできるのではないかと思うのです。2,000 万円というのは私は理解できないのです。

といいますのは、今の方式はよくわかりませんが、ワンステップカスタマイズするのに幾ら経費がかかるのかわかりませんが、先ほどからお話を伺ってありましたら、こういうフォームを直すだけではそんなに経費がかからないと思うのです。先ほど、津谷先生がおっしゃった年齢別につきましても、当然それでいいとは理解するのですが、現実問題として、本学は医療系の大学なのですけれども、今年第 1 期生で入ってきたのが 70 歳の男性が入ってきております。

そういうものが 1 人だけでありまして、ただこれから定年年齢が 65 歳になるというお話もしかりなのですけれども、実際に年金生活をして、授業料をそのまま支払って入ってくる学生がどれほどいるかなのです。授業料がやはり年金生活者だけでしたら、収入が多い人はそれは影響がないかもわかりませんが、ただ、形式的には年齢をこう細かく分けてもいいかわかりませんが、現実問題のことも少しは文部科学省に御検討いただいて、やっていただいたらと思います。

○白波瀬部会長 では、津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 もうこれでやめますが、コードは同じでラベルが変わるだけです。コードのラベルが。

ですから、大学院の方がむしろ対応しやすいとも考えられます。だって、ラベルを変えるだけですから、カテゴリーの数が増えるわけではない。ただ、短大・大学に関しては、今回新しくおやりになるということですので、もう一回言いますけれども、適切な年齢カテゴリーになさって、さらに今後、60 歳以上を 65 歳以上という形で切り出していくこと

が可能ということならば、それをこれからの課題としたいのですが、いずれにしても、この年齢区分は手直したほうがよろしいと思います。

なぜかという、そうすれば、データの有用性が本当上がると思うからです。

先ほど医学部への入学者の1人が70歳だというお話がありましたが、私の務める慶應義塾大学も通信教育部を持っております。私自身、慶應義塾大学に来て20年弱なのですが、通信教育部の学生は必ず卒論を書かなければいけないので、その卒論指導に携わったことが何度かあります。その中に、定年退職した高齢者の方も複数おられますので、高齢の入学者の年齢をより細かく区分することは絶対にニーズがあると思います。通信教育だけではなく、これから全日に入ってきてほしいという高齢の方も含めて、大学の学生は多様化してきておりますので、これについてこの調査の有用性を今後考えていくという意味で、決して重箱の隅をつつくような細かいことを言っているのではないのです。これは文部科学省のレゾンディテールもそうですけれども、効果的な文部科学行政をやっていただく上でも、大変重要なことだと考えます。繰り返しになりますが、国際的にもこのような年齢区分をしておりますので、15～64歳の生産年齢人口、そして65歳以上の老年人口を考えていったときに、必要な変更ではないかと思えます。どうせ変更するのなら、済みませんがどうい御説明を受けても、何で直せないのかもさっぱりわかりません。これはラベルの付け替えだけです。私が思いますに。先ほどコボルの話もフォートランの話もベーシックの話も出ていますが、新しいコンピュータ言語も出てきているので、どういうシステムをお使いになっているのか知りませんが、そんなに難しいことではないと思えます。

○白波瀬部会長 少しそのあたりは、私どもも中身の業務について、少しわかりかねるところがありますので、これ以上の議論は差し控えたいと思えます。

ただ、平成12年度から、この年齢区分で、やってこられたということですので、やはり適当な時期で見直しをかけることの大切さを改めて僭越ながら考えておりますけれども、一応、この時点にありましては、この年齢区分で進めていただくということでどうでしょうか。今の段階で変えることが予算的にかなり大変ということなのですが、一応、ただこれは近未来的に、かなり早急に検討をかけていただいて、年齢の幅のやはり5歳刻みで65歳以上を上限とするという形の分類に早急に大学院ともに対応していただけるように、それこそ御検討というか、かなり早い時期にというか、次は難しいですけれども、次々回ぐらいから改正をかけるというような予定で対応していただくというのは可能ですか。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 はい。平成29年度からであれば可能と考えております。

○白波瀬部会長 では、平成29年度からそういうような形で対応していただくということで進めたいと思えます。

では、次に進みたいと思えます。

審査メモの19ページの学校調査票学部学生内訳票の留学生の入学者数の追加について、

御意見や御質問のある方は御発言ください。

何か御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○黒澤委員 ここでの留学生の定義は、いわゆる単位を取得しているということなのでしょうか。どういった定義になっているのかだけ少しお伺いしたいです。

○白波瀬部会長 文部科学省さん、どうぞ。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 済みません。短期の場合は、必ずしも単位を取得というところまで課しているところもあれば、課していないところもあります。いろいろな形があります。

○黒澤委員 それを全部ひっくるめて、何人いるかということ把握すると。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 はい。学生支援機構には、あくまでも期間で。短期間、いつからいつまでという形で捉えていますので。

○黒澤委員 こちらの今回の新しい設問票での留学生というのは。

○白波瀬部会長 今の黒澤委員からの質問は、ここで言う留学生は、どういう人を対象にしたものかというのは、回答する側にきちんと理解していただいて、同じ定義のもとで回答されているかというような質問だと思うのですけれども。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 済みません。学校基本調査のほうは、学生として単位を与えるカテゴリーです。

あとは短期のほうは、これは学生支援機構でやっているのが、さまざまなケースがありますので、単位を与える場合もあれば、与えない、いろいろなケースがあります。

○白波瀬部会長 どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 これも確認ですけれども、ということは、どういう形であれ、単位を取得することを目的に、履修登録している外国から留学生ということですね。なぜかという、国籍ということになってしまいますと、在日の方とかいらっしゃるんで、この外国人留学生の定義が大丈夫なのかなど思ったのです。勉学のために外国から日本に来ている方と皆さん理解なさるのでしょうか。

○白波瀬部会長 これはマニュアルで当然、明記されていないとよくないような気がするのです。

○津谷委員 今回、これについては初めて質問するわけですので、きちんとしておいたほうがいいと思いました。

○白波瀬部会長 どうですか。文部科学省さん。

○山本文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 外国人の定義といたしましては、日本の国籍を有しない者です。留学生の定義といたしましては、日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生ということですよ。

○白波瀬部会長 井上専門委員、何かありますか。

○井上専門委員 今、日本国籍を有しない者とおっしゃいましたよね。それで外国から来

ている者と。

その日本国籍を有しない者も日本におりますよね。外国から来るといいますか。

○白波瀬部会長 そうです。

○井上専門委員 それが条件です。わかりました。済みません。

○白波瀬部会長 この時点では、いろいろ9月入学とか、いろいろ大学自体が動いておりますので、なかなかこのあたりは難しいところですから、現時点ではかなりざっくりでも仕方ないかもしれません。ただ、留学生についての定義は明確にマニュアルのほうでされていると理解したのですけれども、一応、できるだけ正確にはとりたいが、このあたりで数値としては上げたいと理解をいたしました。

いかがでしょうか。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 一応参考までに申し上げますと、この回答でも出ている独立行政法人日本学生支援機構で、外国人の留学生についていろいろ調査をしているのですが、その中で、例えばその外国人留学生在籍状況調査における留学生の定義としては、出入国管理及び難民認定法別表第一に定める留学の在留資格、いわゆる留学ビザにより、我が国の大学、大学院、短期大学において教育を受ける外国人学生と規定されております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

留学生、一言で言っても、かなり違うということはあるとして、このあたりは押さえておかないと、異なる統計間での定義の違いが数字の違いに反映されてきますので、奥の深い議論になってくるのですけれども、とりあえずここでは学校基本調査の定義で押さえさせていただくということで進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 では、次に参りたいと思います。

では、審査メモの20ページ「(3) 学校経費調査票A」の「ア 学校独自の収入の選択肢の追加」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

どこから財源が来ているのかというのがわかるものということで、それは私も細かく聞いたほうがいいと思いますけれども。

よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 では、この件、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

それでは、審査メモの21ページ、学校経費調査票Aの「イ 公立学校の補助金の内訳区分の追加」について、御意見や御質問のある方は御発言ください。

これにつきましても、ここの中で細かく実態がわかるに越したことはありませんので、

このように細かく聞かれるのはよいかと思います。

では、この件につきましても、御意見がないようですので、御了承いただいたものとします。

審査メモの 22 ページ「(4) 卒業後の状況調査票 (高等学校 全日制・定時制)」等については「6 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更 (軽微変更) 時の今後の課題への対応状況」において議論することといたします。

これは金子総務省政策統括官 (統計基準担当) 付調査官からあったとおりです。

それでは、審査メモ 22 ページ途中の「(5) 卒業後の状況調査票 (特別支援学校 中学部)」について、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 この点、中身の詳しいところ、厳密なところになりますと、確かに正確な情報が望ましいのですが、学校基本調査の枠組みではなかなか難しく、この時点で一応最大公約数としての情報ということで、了承したいと思います。

この件につきましても、御意見皆さんないということですので、御了解いただいたものをいたします。

では、次は 6 のところですね。審査メモ 26 ページに、時間が押して申しわけないです。私の不手際で押しておりますので、審査メモ 25 ページ途中の「6 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更 (軽微変更) 時の『今後の課題』への対応状況」について、少し審議を進めたいと思います。

では、この点につきまして、金子総務省政策統括官 (統計基準担当) 付調査官、説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官 (統計基準担当) 付調査官 では、少し飛ばさせていただきます。審査メモ 25 ページ「6 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更 (軽微変更) 時の『今後の課題』への対応状況」につきまして、御説明させていただきます。

学校基本調査につきましては、平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更に係る総務省の承認時、このときはいわゆる軽微変更という形で統計委員会の諮問、答申は行われなかったわけですが、その承認の際に、私どもは、近年の非正規雇用者の増加ということを踏まえまして、中学校、中等教育学校及び高等学校の卒業生の就業形態を正規、非正規別に把握することを今後の課題として付しているところであります。

これを踏まえまして、文部科学省のほうでは、これへの対応を御検討いただいた結果、今回の調査計画の変更において、中等教育学校及び高等学校の卒業生については、審査メモの 26 ページにありますけれども、就職者を「正規の職員・従業員、自営業主等」というものと「正規の職員等でない者」に分割することは計画しているところであります。

一方、中学校の卒業生につきましては、その 98% が高等学校に進学しており、就職者は極めて少なく、政策ニーズがないこと等々から、就職者の正規・非正規別の把握は行わな

いという計画であります。

これにつきましては、若年者雇用問題への対応等々の関係から、さらなる検討が必要ではないかと考えているところであります。

具体には、審査メモの26ページの上段の「(論点)」にありますとおり、まず、1点目といたしまして、今回「就職者」の分割により、新たに設定することとしている「正規の職員・従業員、自営業主等」及び「正規の職員等でない者」それぞれ定義というものはどのようなものなのか、すなわち定義の設定の考え方ということです。

また、報告者、すなわち学校ですけれども、その学校において、卒業者の就職状況について、正確に把握しているのかどうかということがまず1点目。

それから、2点目といたしましては、従前、高等学校の卒業後に大学等へ進学したものについて、就職した場合には、進学先等別に就職者数を把握する形をとっていたわけですが、今回の変更によりまして、進学先等別の把握ができなくなるが、これについては問題がないのかということが2点目であります。

それから、3点目は、中学校の卒業生についてのみ、就職者に関し正規・非正規別の把握を行わないことにつきまして、他の学校種を卒業した就職者との比較あるいはその若年者雇用の推進方策の検討等の上で問題はないのかどうかということ。こういったところを検討する必要があるのではないかと考えているところです。

とりあえず御説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省さんから、審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 資料2の6ページから御説明申し上げます。

就職者の内訳の件ですけれども、そこに図がありますように、こういう整理でやっておりますということですが、今、やっている大学に関しては、このような形でやらせていただいています。正規・非正規の職員の把握に当たりましては、このような整理を踏まえまして、各大学等に通知をしたり、説明会でこういう整理ですよということを説明いたしまして、正確な数値を把握するというように努めているところです。

今回、高等学校につきましても、今、以下と同じような整理をしていきたいと考えています。ここの整理の考え方ですが、ポイントとしましては、この点線の中にありますように、雇用期間の定めがあるかないかということで、正規か非正規かというのを大きく分けています。雇用期間の定めがないほうは、正規の職員、ありのほうは雇用期間の定めがあるのだけれども、1年以上の期間があるという場合には、正規の職員でない者というくくり。それから1年未満であったら、一時的な仕事に就いた者という整理で学校基本調査では整理をしています。

その整理としましては、他省庁との兼ね合いはということですが、7ページの2番にあ

りますように、この定義づけに関しましては、総務省の労働力調査の雇用計画期間に基づく区分という考え方を踏襲してありまして、具体的には、下の整理の中の点線の部分が今回の学校基本調査の整理と一応同じ整理になるようにしているということで、整合性という意味では問題ないと考えています。

それから、2番につきましては、いわゆる進学をしてかつ就職をした者、つまり進学就職者と言えればいいかと思いますが、そういう方についての話でして、一般の進学者ではありません。そういう方につきましては、これまでは進学先別に進学、就職者の人数を把握してきましたけれども、今回は就職者欄というものを大きな流れである正規・非正規に分けるということから、進学就職者の欄も同じように正規・非正規に分けると統一をしたいと考えています。

進学・就職者数は、ここにありますように高卒で1,000人程度ということで、それは進学先別にした上で、更に正規・非正規に区分するという必要性まではないかという判断からです。

それから、3番の中卒者につきましては、これも我々の中でも悩みどころではありましたが、今、次の8ページにありますように、過去からの中卒者の就職を見てみますと、実数としては、今、4,000人ぐらい。比率としても0.4%ぐらいということで、ほぼ一貫して減り続けているという状況です。

今回、高等学校はとりますけれども、高校のほうは17%、人数で約18万5,000人ぐらいいて、また、高校については上がったというところが、近年、ここ5年ぐらい前にはあったりしていることもあり、こちらは、今回、新たに入りたいということは、素直に判断ができたのですけれども、中学校卒業者につきましては、一貫している減少傾向というところを考えて、報告者の方々になかなか理解がされづらいということがあるのではないかという判断から、もう少し様子をみたい。方向性としては、間違いなくこれは重要であることはわかっておりますけれども、例えば、アンケート調査みたいな中で、そういうものを把握することは比較的やりやすく、例えば、中卒の方が高卒者と比べて把握しやすいか、しにくいかというような問題や中卒は把握はしにくいなど、学校にとっては迫りかけていかなければいけなくなりますので、そういう部分があったりするのかなということもありますので、これは我々としては近いうちにはやっていけないのではないかという思いは持ちつつも、まずはアンケート調査等で実態を把握して、やれるという判断をした上でやっていきたいと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、御意見、御質問お願いいたします。

どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 高校を卒業した就職者を正規・非正規に区別をすることは、大変大事なことだと思います。

ですので、この変更は向上だと考えます。

ただ、私自身の経験ですと、非正規雇用の定義が調査や担当府省によって違っており、現在、統括官室がコーディネートの労をとっていただいておりますが、まず厚生労働省に下準備として推計その他をやっていただき、その結果をもとに関係府省が連携をして、非正規雇用の定義をできる限りこれから統一をしていこうということで、検討が続いています。就業関係の大きな基幹統計調査で用いられる定義・区分を統一していくということで、大変難しい問題に取り組んでいただいております。

ですので、この調査について私が理解した限りでは、大学を含む高等教育機関を卒業された方については、もう既にやっているの、それを踏襲したいということだとは思いますが、長年実施されてきた就業関係の基幹統計でも、非正規雇用の定義・区分が変わるかもしれないということですので、従来の非正規の定義を変えたくないという文部科学省のお気持ちはわかりますけれども、府省を超えた、府省間の連携による作業が進んでいるわけですので、その進捗状況をチェックされればいかがでしょうか。なぜかという、これは後で必ず出てくる問題であり、後手に回らない方がよいと思います。先ほどの入学者の年齢区分についても部会長もそうまとめられたので、私もこれ以上は申しませんが、どうせなら後で変えるよりも最初にやる時に変えたほうがいいのにとおもいます。これについては、統括官室その他に確認されたほうがいいのではないかと思います。

ただ、もう一回申し上げますが、就職者を正規・非正規に分けることは、とても大切なことです。統計の有用性が大きく上がると思います。

それから、先ほど、中学を卒業して就職する人については正規・非正規に分けないというお話しでした。これについては、私は文部科学省の意見に賛成です。結核で休職する教職員が毎年1人か2人なのに、別個の回答肢をキープするというので、えっと思いましたが、学校を卒業する人口はずっと減少を続けております。

前年度の出生数は史上最低であり、ここのところ毎年出生数は減少を続けていますので、今後年少人口はますます少なくなっていくと予想されます。進学率は上がってきていますが、その分母となるところの年少人口が、これから減少を続けていくわけですので、ただでさえ少ない中卒の就職者を更に正規・非正規に分けることについては、費用対効果を考えたときに、私はあえて分ける必要はないのではないかなと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 今、津谷先生から御説明ありましたいわゆる労働者の区分の問題につきましては、基本計画の中に反映されまして、4月から精力的に私も統括官室のほうで、ワーキングを開催しております、現在まで、2回開催しております。近々、3回目、ワーキングを開催する予定ですが、ただ、やはり各省ではそれぞれの考え方があって、そこでの検討結果が、学校基本調査の審議に間に合うような形でまとめられるのは難しい状況です。

○津谷委員 残念です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

では、私のほうから2点ほどあります。

1つは従業上の地位については、津谷先生も御指摘のとおり、本当は就労というか、労働関連統計のほうで、統一ができると一番よろしいのですけれども、それは現在進行形でなかなか難しいであろうと感じます。ただ、これは送り出し側から見たらどういう仕事に就いていますかということなのです。これは見方を変えますと、就労統計から見て、例えば大卒者の人がどういう仕事に初職で就いていますかという統計も就業構造基本調査などではありますので、やはりそれとの突き合わせみたいなものも、関連統計としては出てきます。

そういう意味で、できるだけ正確な情報を得られるような確認をしていただきたいと要請をしたいと思います。

実は、送り出し側から見たところと、教育側から見たら必ずしも一致しないのですけれども、その値がかなり乖離してしまいますと、やはり例えば文部科学省、きちんこの学校基本調査で統計をとっているのという疑義が出される可能性もありますので、今、報告者にとっての負担がという話が実施者からも出たのですけれども、やはり就職先というか、どこに送り出すかというときの情報収集する場合に、それへの定義も含めまして、できるだけ明確なマニュアルとともに、確認をお願いしたいと1点考えます。

それと2点目なのですけれども、実は、これ津谷委員からは問題なしという結論が出たのですが、この点について、サブで2点、1つ事前に確認したいのですけれども、本当にアンケート調査をやられるつもりなのですか。

そちらの方が、コストがかかると思うのですけれども、そんなに安易にそういうふうに言っているのですか。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 アンケートのやり方なのですけれども、気軽に連絡をして答えていただける方々は、全国にいろいろおられますので、そういう方々に問うのであれば、特に費用がかかってやるという必要はないかと思っております。

○白波瀬部会長 私はやはり中卒の方というのは、数的に少なくなっており、これからどんどん少なくなるかどうかという、数的なところもあるのですけれども、これは私、質のところ、統計としては、集計のときは数的な問題があるので、一緒にしてもいいのです。

だけれども、そのバックアップデータとして、高校まで分けているのであれば、同じスタイルというところで、やはり分けてもそれほどコストはかからないと私は感じるのですけれども、高校生は、そのところは報告が全然平気で、中卒者については、大変というのはすごく解せないというか、説明として私は納得しないところなのであります。

ですから、アンケート調査をしてとの御回答であれば、カテゴリーを同じように2つに分けて準備していただいたほうが、全体のバランスとしても私はいいのではないかと、こ

こだけ一緒にしてしまうということが、集計的には一緒にしてしまうというのはしようがないかもしれないのですけれども、何かすごく私はアンバランス感があって、解せないのです。

いかがですか。繰り返しですけれども、アンケート調査をするとまでおっしゃっているのであれば、私は2つに分けてもいいと思います。

○柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 アンケート調査をやるということ自体は、かなり真面目に考えておりましたので、先ほどの私の回答の中でも、比較的前向きな色は出したつもりではあります。

御指摘を踏まえて、もう一回考えて、次に回答できるようにしたいと思います。

○白波瀬部会長 お願いします。

何か御意見ありますでしょうか。

井上専門委員のほうから、非正規について、何か御意見等ありますか。

○井上専門委員 非正規のことですか。

○白波瀬部会長 非正規のカテゴリーというか、定義づけとかについて何か。

○井上専門委員 カテゴリーですか。

○白波瀬部会長 何か御意見については。

○井上専門委員 いや、別に今のところはないですけれども、正規と非正規、例えば、そうですね。ここに書かれているものは、例えば、私は教育大学におりましたので、例えば、1年未満はみなこれは非正規に入ってしまうから問題ない。これまでの経験で非正規、別に大きな問題はありませぬ。

○白波瀬部会長 わかりました。

ありがとうございます。

あとは何か御意見どうでしょうか。

黒澤委員、何かありますか。

○黒澤委員 今、おっしゃったことを諸々、費用対効果というか、どのぐらいのコストがかかるのかによると思うので、中学の卒業生は。それで、それほどコストがかからないのであれば、しかもそのエクストラのアンケートをやることも考えれば、そのままあってもよいのではないかと思います。

それから、もう一つの進路別の就職者の件なのですが、ここでの正規と正規ではないというのは、つまり正規かつフルタイムか、そうではないかということですよ。

学校に進学しながら、正規かつフルで働いているかどうかをとるということですが、進学先別に、就労しているかどうかの比率をとることの重要性もあり、なかなか難しいところがあると思います。

○津谷委員 済みません。確認してよろしいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 先ほど、部会長が中卒の就職者についても正規と非正規分けたらどうかとい

うサジェスションをなさいましたが、それは別にサンプルサーベイをやるということですか、

○白波瀬部会長 とおっしゃっているのです。

○津谷委員 私のコメントは、学校基本調査の本調査についてのもので、費用対効果を考えると、中学卒業をして就職する人数は非常に少ないので、本調査の質問項目としては必要ないのではないかとこのつもりで申し上げました。

ただ、試験調査という形のでサンプル調査を実施するのであれば、質問項目を絞り込む前に尋ねたいことは全部聞いてみるというのならもちろんやるべきだと思います。

試験調査としてサンプル調査をやるのですか。

○白波瀬部会長 少しそれは検討されるということなので。

○津谷委員 ああそうですか。わかりました。

○白波瀬部会長 私のポイントは、サンプル調査とは別で、やはり私は中学卒のほうがいいという意見、サンプル調査ではなくて。サンプル調査は御提案だったので、そういう御提案をやられるぐらいなら、そういうことをしなくてもいいのではないかとこの意見だったので。

宮里専門委員、何かありますか。

○宮里専門委員 特にありません。

○白波瀬部会長 済みません。こちらの不手際で時間がもう 20 分もオーバーしております。

ということで、本件については幾つか意見が出ましたので、再度御検討いただいて、次回、御回答いただくということになるかと思っております。

前半につきましても、今回、初めてということもあるのですけれども、なかなか厳しい意見も出たかと思っておりますが、ひとえに学校基本調査は非常に重要な統計調査ですので、その意味を踏まえた上で、少しでも改善というのが我々委員全員の気持ちですので、若干、作業は増えるかと思っておりますが、よろしく御対応をお願いしたいと思います。

幾つか済みません。積み残しがありますけれども、本日の審議はここまでとさせていただきます。

では、次の部会について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、6月27日金曜日の午前10時から本日と同じこの会議室で開催いたします。

一応、次回は、学校基本調査の最後の部会と予定しておりますので、本日の部会での宿題、あと積み残し事項がありますが、これらの審議のほかに、本日まで審議した部分の答申案についても含めて御審議していただきたいと思っております。

答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえて、部会長の御指示を仰ぎながら、総務省の統計審査官室で作成いたします。作成した答申案は、委員、専門委員の皆様事前にメールでお送りしたいと考えております。

それから、本日お配りしている資料ですが、前回と同様、委員、専門委員の皆様におか

れましては、必要なもののみお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残していただいても結構です。

私どもで保管いたしまして、次回の部会の席上に御用意いたします。

なお、恐れ入りますが、お持ち帰りいただいた資料は必ず次の部会に御持参いただきますようお願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 これまでの部会の審議結果の概要につきましては、6月16日月曜日開催予定の統計委員会で私のほうから報告いたします。

なお、本日の部会の結果概要については、事務局から事前にメールにて御照会いたしますので、御対応をよろしくをお願いいたします。

本日、時間超過となりまして、大変申しわけありませんでした。

以上をもちまして、本日の部会は終了いたします。

長時間、まことにありがとうございました。